

令和2年3月9日
地域振興部文化観光課

江東区地域文化センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区地域文化センター条例の一部を改正する。

2 改正の概要

利用料金（上限額。駐車場を除く。）を20パーセント引き上げる。
なお、附則において経過措置を定める。

3 新旧対照表

2～6ページのとおり。

4 施行日

令和2年10月1日施行とする。

江東区地域文化センター条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 森下文化センター (第9条関係)				別表第1 森下文化センター (第9条関係)			
区分	利用日	単位	利用料金	区分	利用日	単位	利用料金
会議室		1日	<u>8,400円</u>	会議室		1日	<u>10,050円</u>
研修室		1日	<u>6,450円</u>	研修室		1日	<u>7,700円</u>
レクホール	平日	1日	<u>25,250円</u>	レクホール	平日	1日	<u>30,250円</u>
	土曜日・曜日・休日	1日	<u>30,400円</u>		土曜日・曜日・休日	1日	<u>36,450円</u>
A.V.ホール	平日	1日	<u>23,250円</u>	A.V.ホール	平日	1日	<u>27,850円</u>
	土曜日・曜日・休日	1日	<u>27,500円</u>		土曜日・曜日・休日	1日	<u>32,950円</u>
多目的ホール	平日	1日	<u>40,100円</u>	多目的ホール	平日	1日	<u>48,050円</u>
	土曜日・曜日・休日	1日	<u>48,800円</u>		土曜日・曜日・休日	1日	<u>58,500円</u>
音楽スタジオ		2時間	<u>950円</u>	音楽スタジオ		2時間	<u>1,100円</u>
創作室		1日	<u>11,450円</u>	創作室		1日	<u>13,700円</u>
和室		1日	<u>8,400円</u>	和室		1日	<u>10,050円</u>
茶室		1日	<u>2,200円</u>	茶室		1日	<u>2,600円</u>
駐車場		1台 2分	100円	駐車場		1台 2分	100円
備考 (略)				備考 (略)			
別表第2 古石場文化センター (第9条関係)				別表第2 古石場文化センター (第9条関係)			
区分	利用日	単位	利用料金	区分	利用日	単位	利用料金
会議		1日	<u>8,400円</u>	会議		1日	<u>10,050円</u>

室			
研修室		1日	<u>7,150円</u>
大 研 修 室 (レ ク ホ ー ル)	平日	1日	<u>22,100円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>26,250円</u>
音 楽 ス タ ジ オ		2時 間	<u>1,700円</u>
和室		1日	<u>15,500円</u>
茶室		1日	<u>2,200円</u>
駐 車 場		1台 2分	100円

備考 (略)

別表第3 豊洲文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
ホ ー ル	平日	1日	<u>42,450円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>53,200円</u>
楽屋		1日	<u>6,050円</u>
レ ク ー ホ ル	平日	1日	<u>20,100円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>24,050円</u>
サブ レ ホ ル	平日	1日	<u>12,500円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>15,150円</u>
音 楽 習 室		2時 間	<u>950円</u>
研 修 室		1日	<u>7,150円</u>

室			
研 修 室		1日	<u>8,550円</u>
大 研 修 室 (レ ク ホ ー ル)	平日	1日	<u>26,500円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>31,450円</u>
音 楽 ス タ ジ オ		2時 間	<u>2,000円</u>
和室		1日	<u>18,600円</u>
茶室		1日	<u>2,600円</u>
駐 車 場		1台 2分	100円

備考 (略)

別表第3 豊洲文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
ホ ー ル	平日	1日	<u>50,900円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>63,750円</u>
楽屋		1日	<u>7,200円</u>
レ ク ー ホ ル	平日	1日	<u>24,050円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>28,800円</u>
サブ レ ホ ル	平日	1日	<u>14,900円</u>
	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	1日	<u>18,150円</u>
音 楽 習 室		2時 間	<u>1,100円</u>
研 修 室		1日	<u>8,550円</u>

和室		1日	<u>2,850円</u>
茶室		1日	<u>2,200円</u>

備考 (略)

別表第4 亀戸文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
ホール	平日	1日	<u>56,250円</u>
	土曜日・ 曜日・ 休日	1日	<u>68,000円</u>
大研修 (レクホール)	平日	1日	<u>16,650円</u>
	土曜日・ 曜日・ 休日	1日	<u>20,200円</u>
楽屋		1日	<u>9,450円</u>
会議室		1日	<u>9,450円</u>
研修室		1日	<u>11,850円</u>
美術室		1日	<u>11,450円</u>
和室		1日	<u>14,450円</u>
駐車場		1台 20分	100円

備考 (略)

別表第5 東大島文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
会議室		1日	<u>8,400円</u>
研修室		1日	<u>10,500円</u>
レクホール	平日	1日	<u>17,800円</u>
	土曜日・ 曜日・ 休日	1日	<u>21,200円</u>

和室		1日	<u>3,350円</u>
茶室		1日	<u>2,600円</u>

備考 (略)

別表第4 亀戸文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
ホール	平日	1日	<u>67,400円</u>
	土曜日・ 曜日・ 休日	1日	<u>81,500円</u>
大研修 (レクホール)	平日	1日	<u>19,950円</u>
	土曜日・ 曜日・ 休日	1日	<u>24,150円</u>
楽屋		1日	<u>11,250円</u>
会議室		1日	<u>11,250円</u>
研修室		1日	<u>14,150円</u>
美術室		1日	<u>13,700円</u>
和室		1日	<u>17,300円</u>
駐車場		1台 20分	100円

備考 (略)

別表第5 東大島文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
会議室		1日	<u>10,050円</u>
研修室		1日	<u>12,550円</u>
レクホール	平日	1日	<u>21,250円</u>
	土曜日・ 曜日・ 休日	1日	<u>25,400円</u>

A V ・ ホ ル	平日	1日	<u>14,550円</u>
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1日	<u>17,800円</u>
音楽 スタジオ		2時間	<u>950円</u>
和室		1日	<u>15,550円</u>
茶室		1日	<u>2,200円</u>

備考 (略)

別表第6 砂町文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
会議室		1日	<u>8,400円</u>
研修室	平日	1日	<u>17,100円</u>
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1日	<u>20,200円</u>
サブ レク ホ ル	平日	1日	<u>10,500円</u>
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1日	<u>12,550円</u>
音楽室		2時間	<u>950円</u>
和室		1日	<u>12,550円</u>
茶室		1日	<u>2,200円</u>
駐車場		1台 20分	100円

備考 (略)

A V ・ ホ ル	平日	1日	<u>17,400円</u>
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1日	<u>21,250円</u>
音楽 スタジオ		2時間	<u>1,100円</u>
和室		1日	<u>18,600円</u>
茶室		1日	<u>2,600円</u>

備考 (略)

別表第6 砂町文化センター (第9条関係)

区分	利用日	単位	利用料金
会議室		1日	<u>10,050円</u>
研修室 (レク ホ ル)	平日	1日	<u>20,450円</u>
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1日	<u>24,150円</u>
サブ レク ホ ル	平日	1日	<u>12,550円</u>
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1日	<u>15,050円</u>
音楽室		2時間	<u>1,100円</u>
和室		1日	<u>15,050円</u>
茶室		1日	<u>2,600円</u>
駐車場		1台 20分	100円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。